

和歌山県立医科大学利益相反マネジメント委員会規程

制 定 平成 21 年 9 月 24 日和医大規程第 47 号

最終改正 平成 29 年 12 月 14 日和医大規程第 44 号

(設置)

第 1 条 公立大学法人和歌山県立医科大学（以下「大学」という。）に、和歌山県立医科大学利益相反マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第 2 条 委員会は、和歌山県立医科大学利益相反ポリシーに基づき、大学の役員及び大学が定める就業規則に基づき雇用されている者（非常勤職員を除く。以下「教職員等」という。）に係る利益相反に適切に対処するとともに、利益相反に関する重要事項を審議するものとする。

(審議事項)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 利益相反マネジメント要綱及びセーフ・ハーバー・ルールの制定及び改廃に関すること。
- (2) 利益相反に関する自己申告書に基づく審査に関すること。
- (3) 前号の結果に係る是正措置等の助言等に関すること。
- (4) その他利益相反行為のマネジメント等に関し必要な事項

2 委員会は、理事長の下に置く。

(組織)

第 4 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教育研究担当の理事及び財務担当理事
- (2) 学外の有識者 若干人
- (3) その他理事長が必要と認めた者

2 前項各号の委員は、理事長が任命又は委嘱する。

(任期)

第 5 条 前条第 1 項の委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長)

第 6 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により決定する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員が、その職務を代行する。

(議事)

第7条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 利益相反審査の対象となる委員は、その議事に加わることができない。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報告)

第9条 委員長は、委員会の審議の結果について、別記様式により理事長に報告するものとする。

(勧告)

第10条 委員会は、法令、大学の諸規程及び委員会の審査先例等に基づき、教職員等の利益相反行為を適切に管理するために、教職員等に対し将来に向かって不利益な措置を行うこと又は懲戒処分を行うことを理事長に勧告することができる。

(秘密保持)

第11条 委員会の委員は、会議において知り得た情報を他に漏らしてはならない。その委員を退いた後も同様とする。

2 前項の規定は、第8条の規定により委員会に出席を求められた者及び次条の規定により事務を行う者について準用する。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、研究推進課において処理する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成21年9月24日から施行する。

2 この規程の施行後、最初に選任される委員の任期は、第5条第1項本文の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式

利益相反審査結果報告書

年 月 日

理事長 殿

利益相反マネジメント委員会委員長 印

利益相反マネジメント委員会における審査の結果について、下記のとおり報告します。

記

利益相反マネジメント委員会開催年月日 年 月 日

研究者名	審査の結果及びその理由